平成28年度第5回東久留米市子ども・子育て会議会議録(全文筆記)

開催日時

平成29年3月28日(火) 午後7時00分~8時40分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員 山岡つかさ委員 新倉南委員 野村明洋委員 白石京子委員 富永大優委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長 子育て支援課長 児童青少年課長 健康課長 健康課長 保育・幼稚園係長 施設給付係長 子ども政策担当主査

欠席者の氏名

菅原良次委員 金澤羊子委員 小松崎理香委員 柘植宏実委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

• 副会長

雨が降ってまいりまして、三寒四温といいますか、寒い日と暑い日が交互に入れかわって、体調も大変だと思います。

私ごとですが、うちの娘も無事学童に入ることができまして、4月から三小のところで 学童を始めるということで、昨今、姫路のほうでも、いろいろと大きな事件といいますか、 そういったものがありまして、いよいよそういういろいろとチェック機能というものが改 めて重要かなというふうに思っております。 きょうの議題、後ほど事務局のほうからお話がありますけれども、そういったチェック機能、見直しというところが議題になってきますので、皆さん、ご協力をいただきたいなというふうに思います。

改めまして、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻を過ぎましたけれども、ただいまより平成28年第5回東久留米市子ども・ 子育て会議を開催いたします。

本日は会長がご都合によりご欠席する旨、事務局宛てに連絡が来ておりますので、議事 進行を私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、○○委員、それから○○委員におかれましても、欠席のご連絡をいただいております。○○委員に関しましては、少しおくれてご出席されるという旨、ご連絡いただいております。

以上のように、委員の半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。

会議の閉会の定刻時間につきましては21時を予定しておりますので、円滑な議論ができますよう、皆様、ご協力をお願いいたします。

本日、会長がいらっしゃらないということもありますし、ぜひ、今年度最後の会議となりますので、皆様からご意見を頂戴できればなというふうに思っておりますので、その点につきましてもご協力をお願いいたします。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

• 事務局

皆様、改めましてこんばんは。年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてまことにあ りがとうございます。

私から、本会議での議題内容等に関しましてご説明をさせていただきます。お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」、3「その他」でございます。

以上です。

・副会長

それでは、これから本会議、本題に入りたいと思いますが、事務局に確認いたしますが、 本日、傍聴の希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、これを許可します。ご入場お願いいたします。

傍聴の方、着席されましたので、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

• 事務局

では、配付資料について確認をさせていただきたいと思います。

まず、事前に配付いたしました資料は2点となります。

1つ目の資料は、資料1「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」です。

次に、資料2「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計

画(平成29年3月改訂)」です。

続きまして、本日、配付させていただきました資料は4点となります。

まず、資料3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと支給認定 区分ごとの子どもの実績値」です。

次に、資料4「平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について(案)【国 資料】」です。

次に、資料5「市内各園の屋外遊戯場について」です。

最後に、資料6「東久留米市子ども・子育て会議 平成29年度スケジュール(案)」です。

配付資料の確認につきましては以上です。

また、前回開催の会議で話に上がりました、○○委員、○○委員から市長宛ての要望書「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に関する質問および要望書」とそれに対しての回答書の写しについて、委員の皆様の机上に参考としてご配付させていただきました。

以上でございます。

・副会長

事務局から資料等についてご説明ありましたけれども、資料の不足等がありましたらお 手を挙げていただけますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

次第や配付資料を拝見しますと、本会議、非常に市側からの情報提供や報告も、量もそれぞれあるということですので、冒頭申し上げましたように、皆さんご協力いただいて、 9時に閉会できるように、よろしくお願いいたします。

そこで、早速なんですけれども、前回の会議のときに私のほうからも一言お願いをさせていただいた要望書の件でございますが、せっかくですので、○○委員、ご出席いただいておりますので、簡単に何か一言あれば、この要望書に関して。

委員

きょうの議題でも、また東久留米市の子ども・子育て支援事業のことが入ってくると思うんですけども、今回の資料の2として、今回の要望書で出した内容の計画が出されるわけですけど、本当に保育園連合会のほうでも、今の市のいろんな保育の政策に関しては、市だけではなくて、利用者である保護者と、そういった人たちの声を生かしてほしいと、それを聞く場を設けてほしいと、今回これを出して、要望書に対して回答いただいていますが、これで納得してるというわけではないので、これもまだ続いているんだと。子ども・子育て会議がどういう場なのかと、そういった部分を踏まえて、これをまた、委員の皆さんにも見ていただきながら、今後の取り組み方、きょうの議題のほうにも、6のほうでも来年度のスケジュールが出てますけども、ぜひこういった案、案というか、回答も含めて取り組んでいただきたいなと思います。

• 副会長

どうもありがとうございました。

- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - 副会長

それでは、次第2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」に移りたいと思います。

事務局よりご説明お願いいたします。

• 事務局

では、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてということで、同計画、事業計画の中間見直しについてご説明をいたしたいと思います。

お手元に資料1とあと資料3をご用意ください。

まず、資料1についてご説明いたします。

資料1は、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」と題した資料です。こちらは内閣府の子ども・子育て本部参事官より各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局担当課宛てに発出された事務連絡と作業の手引きでございます。

市では、1月末に東京都よりお知らせがございまして収受いたしたところです。こちらの資料に沿いながら、中間年の見直しについてお話してまいりたいと思います。

まず、右上に資料1とございます、事務連絡文書のタイトルを除いての3行目、「市町村子ども・子育て支援計画については」のところから読ませていただきたいと思います。

「市町村子ども・子育て支援事業計画については、『教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』(以下「基本指針」という。)において、『法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う』こととなっています。」というところです。

このように基本指針にある上で、東久留米市の子ども・子育て支援事業計画においても、 必要に応じ、本計画の見直し、中間年度なども検討していく旨が記載されているところで す。

また、先ほど読んだところの続きからです。14行目から、「今般」のところです、「今般」の行からです。

「今般、基本指針に基づいて、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)における市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引きを別添のとおり作成いたしましたので、各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。」とのことでございます。

そして、その参考とする別添の作業の手引きできすが、1枚、資料をめくりましたとこ

ろになります。そちらの説明にまいりたいと思います。

表紙に大きくタイトルがございまして、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する 中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)、平成29年1月27日となっています。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目、「1、はじめに」の冒頭から読ませていただきたいと思います。

「本資料は、『教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』(以下『基本指針』という。)に基づき、各都道府県及び市町村において計画期間の中間年における見直しを行うための参考となる考え方を示すものである。」というところです。

少し飛ばしまして、5行下の「実際に」の部分ですけれども、「実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。」というふうになっております。

なお、東京都のほうには、こちらの中間年の見直しに関する事務連絡及び作業の手引き については、一般的にいう技術的な助言と考えて問題ないということで確認をいたしてお ります。

続いて、次のページです。「2、見直しの要否の基準」以降についてです。こちらについても、一つ一つの項目を読み込んでいきますと、かなり時間が必要となることになりますので、簡略的にご説明してまいりたいと思います。

まず2ページ、2、見直しの要否の基準ですけれども、そのタイトルの後の括弧書きにあるとおり、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等について説明されておりまして、どのような場合に見直しをしていくことになるのかなどが記載されております。こちらについては、また後ほどご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目以降のところです。3ページ目から8ページ目まで、「3、見直しの手順」及び「4、見直しの方法」というふうにつながっております。

まず、3、見直しの手順の(1)と(2)においては、支給認定区分ごとの実績値の把握と量の見込みとの比較についての内容が書かれております。(3)については、要因の分析及び補正方法について記載されています。

そして、1ページ進んで、4ページ目の最下段、一番下にタイトルがあるんですけれども、4、見直しの方法では、実質5ページになっていきますけど、推計児童数、あとは支給認定割合について、必要に応じた補正の考え方が計算式のイメージや入力シートなどを用いて、8ページまでに説明されております。

ページ進んでいきまして、9ページ、お開きください。9ページですけれども、9ページの最上段、「5、必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫」においては、各年度の必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うための運用上の工夫が5項目上げられております。

また、同じページの下の段から10ページにかけまして、「6、その他の留意点」として、

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直しなど、全体的な留意点に関して幾つかの点が記されております。

そして一番最後のページ、11ページでは「7、今後のスケジュール」として、平成28年 度末から29年度末までのスケジュールのイメージが掲載されております。

駆け足ではございましたが、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方についての事務連絡とあと作業の手引きについてご説明しました。そして、このような見直しのための考え方がある上で、実際に見直しをするか否か、どうなのかという点に絞って、次にご説明したいと思います。

戻りまして、資料1の作業の手引きの2ページ、2の見直しの要否の基準をお開きください。2ページの2、見直しの要否の基準のところです。以下、タイトルを飛ばして、本文のところから読ませていただきます。

「基本指針においては、『法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。』としているところ、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合)には、『支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合』に該当し、原則として見直しが必要となる。」となっております。

これを踏まえまして、資料3をごらんいただけますでしょうか。横の表の資料です。資料3は、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと支給認定区分ごとの子どもの実績値」の資料です。

平成28年度における1号、2号、3号の各区分の量の見込み、支給認定者数を記載して おりまして、それらの割合も算出しています。

横に見て1行目、1の数字があるところですけれども、1行目の量の見込みは、市の事業計画の数値をそのまま記載しております。

また、2行目の支給認定者数は、資料右下に書いてありますけれども、平成28年の4月 1日時点での数値となっています。

そして3行目に、それらの数値の割合、量の見込みの分母に対して、支給認定者数がどのぐらいの割合かをパーセンテージで示しております。

ちなみに、縦のA列とB列の支給認定者数と割合については、量の見込みに対応するものは、実際の実利用人数と考えられますので、その部分は斜線として表現しております。

ごらんのとおり、表の右下、3つの割合の結果に関しては、全て90%から110%以内でありまして、さっきの見直しの要否の基準から考えると、10%以上の乖離がある場合には、単純に該当しないということになります。

続けてですが、作業の手引き 2ページのほう、また戻っていただきまして済みません。 今度は10行目、先ほどの続きです。「また」の部分から読ませていただきたいと思います。

「また、10%以上のかい離がない場合についても、①平成29年度末以降も引き続き受け 皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合、又は、②既に市町村計画 において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、『大きく かい離している場合』に準じて、見直しを行うものとする。」とされております。

この、ここにあります①については、現時点での計画では、平成30年度当初、開所の状況をかんがみますと、この①には該当しないものと考えております。②については、年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合と記載しておりまして、これについては該当するものと考えているところです。

そして、再度、作業の手引きの2ページに戻りまして、続き16行目の「なお」以降の分部です、読ませていただきますが、「なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない。(実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。」というふうに締められております。

また、その下には参考として、事業計画の作成に関する基本指針の一部抜粋が掲載されております。

長くなりましたが、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況中間見直しについての説明は以上でございます。

・副会長

ありがとうございました。

今回のこの中間見直しについては、今の事務局からのご説明を伺う限り、事業計画の量の見込みと実数値との乖離がある場合に、より実数値に近づけるように、まあ、数値の修正を行っていくというような趣旨で、計画そのものの仕組みとか制度というものを見直すという、運用を変えたり検討するという意味ではないというふうに理解をしているんですが、それでよろしいでしょうか。

• 事務局

ただいま資料1のご説明、担当のほうからさせていただいたところです。国の事務連絡いわゆる作業手引きにつきましては、担当からご説明させていただいたとおりでございます。

その中では、当市の子ども・子育て支援事業計画におきまして、いわゆる保育サービスの部分、ページで言いますと、お手元の子ども・子育て支援事業計画の28ページ、29ページ、こちらの2号認定とか3号認定、1号認定もございますけれども、支給認定区分ごとの人数に対し、量の見込みや、それから実際の数、それは国のほうでは支給認定の数ということで整理をしているようですけれども、そういったものとの乖離の状況や、また、施設整備の状況、これらを踏まえて、各市で、中間の見直しについて、それぞれ検討していくということになっているという状況でございます。

一方、他の事業、子ども・子育て支援事業計画におきましては、子ども・子育て支援事業に関する事項ということで、地域子ども・子育て支援事業として13種類の事業、こちらを明記させていただいておりますけれども、それについても一定の記載がございますが、主に細かい記載があるところにつきましては、やはり支給認定区分ごとの乖離の状況というのが、試算表も含めて提示をされているという、そのような状況となっているところで

ございます。

以上でございます。

• 副会長

ありがとうございます。

では、先ほど私が申し上げたことという認識でよろしいということでいいですか。はい。わかりました。ありがとうございます。

それでは、この点を踏まえて、皆さんから、ちょっと共通理解として議論を進めていけたらなというふうに思いますが、まずその前に資料3のところの列C、D、Eのところ、先ほど事務局のほうからお話がありましたけれども、いわゆる10%プラスアルファというところに関しては、東久留米市においては、28年度、この数値内におさまっているということは、やっぱりよくできたということでよろしいんでしょうか。

• 事務局

先般も何回か触れさせていただいておりますけれども、この子ども・子育て会議で、子育て支援事業計画について、14回の会議を経てさまざまな議論をいただきながら、また、ご意見をいただきながら進めてきたという経緯がございます。

結果として、先般、昨年の11月中旬に、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について評価・点検ということで、平成27年度の分、確定した分についてさせていただいたところでございます。

今回のこの資料3につきましても、やはり国のこの作業手引きの中にございます10%以上の乖離というところには該当しないというところからしますれば、非常にご議論いただいた内容が実態に近い部分があったんではないかと思います。その点につきましては、本当に感謝申し上げるところでございます。

一方、国の作業の手引きからしますと、それ以外にもその見直しのポイントというのがありますので、そういったところも含めて、先ほどの話に戻りますけれども、この支給認定区分ごとの人数、こちらの量の見込み等につきまして、これからその状況をそれぞれ精査をしながら情報を提供させていただきたいと、このように考えているところでございます。

• 副会長

ありがとうございます。

それでは、こちらの資料等につきまして、皆さんからご意見を頂戴したいなというふう に思います。

委員

質問でもいいですか。意見ではなくて。

• 副会長

はい、どうぞ。

委員

先ほどのご説明で、資料3のAの1号認定の量の見込みの下の斜線と、2号認定の260の下の斜線2つについての説明と、ひょっとしたら、この国が出したほうの3ページの実績値の把握の1号認定についての記述と、ちょっと違うのかなと思って、もう一度この斜線の部分についてご説明をお願いいたします。

• 副会長

では、事務局、お願いいたします。

事務局

ただいまのご質問についてでございます。

資料3の1号認定の斜線の部分、また、2号認定の幼児期の教育の利用希望が強い部分の斜線でございます。

委員おっしゃるとおり、こちらにつきましては、これまでの経緯という中で、当市におきましては、幼稚園や認定こども園に関しましては、子ども・子育て支援新制度に移行した園と、従来の形での園がある状況にございます。

具体的には、市内には8園、幼稚園、認定こども園ございますけれども、その中で1園が新制度に移行した、いわゆる施設型給付を選択された園、また、それ以外の7園につきましては、国の通知にもございます新制度に移行していない幼稚園ということでございますので、これまでの子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査から始まりまして、幼稚園を希望する方、また、保育の必要性がある2号認定の3歳から5歳までの方の中の幼児期の教育の利用希望が強い方につきましての提供体制の確保については、それぞれ新制度に移行しない幼稚園と、特定教育・保育施設ということで新制度に移行した幼稚園等、これらで確保するということになっております。

このことから、この量の見込みに対応する、いわゆる支給認定区分というものが、市町村では、新制度に移行しない幼稚園または認定こども園の部分は、把握できないという部分がございますので、今回、資料3におきまして、その点について斜線をし、さらにはそのパーセント、支給認定者数/量の見込みというところにつきましても斜線とさせていただいた、このような状況でございます。

・副会長

どうぞ。

委員

ここに、認定実績に当該子どもの数を加える必要があるため、都道府県の、つまり東京都の私学部のほうと密接に連携して、適切な把握に努めていただきたいとありますので、 今後はそういう形でここが斜線じゃなく、適切な把握をされていく予定ということで、理解してよろしいでしょうか。

• 事務局

ただいまのところでございますけれども、委員おっしゃるとおり、国のこの1号認定子どものニーズの適切な把握という部分でございますが、具体的に申しますれば、市で持っている支給認定の情報というものは、確かに1号認定の部分については持っているんですけれども、支給認定を受けない、いわゆる新制度に移行してない幼稚園の部分については、聞き取り調査ですとか、それらを取りまとめた東京都への確認ということになりますので、そのほかの2号認定、3号認定におけるこの支給認定区分、支給認定者数と少し違いがあるということで、ここにつきましては、これまでの子ども・子育て支援事業計画の提供体制の確保の考え方からして、この中間見直し等に関する情報としての資料提供におきましては、斜線の考え方で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

委員

では、今後も1号認定の場合は量の見込みだけ数を上げて、そして、2号認定の幼児期の教育の利用希望が強いほうについても、Bの欄についても量の見込みだけ数を上げて、その他の見直しにまつわる数のほうは、今後も出していかないという形でよろしいんでしょうか。

大抵、私学部に問い合わせないまでも、5月1日現在の現況調査や学校基本調査で、かなり正確に市は把握しているはずだと思います。どちらの幼稚園もきちんと数を出しているはずなので。

事務局

ご意見、ありがとうございます。

子ども・子育て支援事業計画、当市の部分におきましても、量の見込みについては、ニーズ調査の結果を1号認定、それから、2号認定の幼児期の教育の利用希望が強いところに関しては、人数、これを入れさせていただいています。

近い数字ということで、量の見込みに対応する支給認定者数の数につきましては、そう いった方法も含めて検討はさせていただきたいと考えています。

いわゆる子ども・子育て支援事業計画と同じような考え方で、できる範囲でということ になろうかと思いますが、いろいろと検討をさせていただきたいと存じます。

•委員

東久留米市に限らず、東京都の場合は、子ども・子育て支援新制度に移行している私立 幼稚園というのは非常に割合が低いです。初年度は、個人立幼稚園が、初年度のみ移行は 可能ということで何園か行きましたが、2年目以降は非常に少ない数で、戻っているとこ ろもあるようなふうに私は聞いてますので、ここら辺をやっぱり支給認定を受ける受けな い関係なく、きちんと就学前のお子さんたちの教育機関の数のことについて、子ども・子 育て会議で考えていくとしたら、やはりそこら辺の数値は違うよという表記の仕方で結構 ですが、きちんと数に上げていったほうがいいんではないかと思います。よろしくお願い したいと思います。

• 副会長

貴重なご意見ありがとうございます。

もちろん市側としても、全体を把握するという面においては、数値の把握というのは非常に重要になってくると思いますので、参考値という表現がいいのか、今わかり得る数値という形でいいのか、また、こちらのほうにご提示いただけるような状況になりましたら、鋭意努力していただけたらなというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。

ご意見でもいいですし、ご感想でもいいですし、ご質問でも結構ですけど。

○○委員、どうでしょうか。

委員

あくまでも、この計画に基づいてということですので、こういった数字になってきているんだと思いますけれども、話を蒸し返すような感じになりますけれども、実際、この量の見込みというところの部分が、数字の精度というのが、どのくらい、その精度が信頼できる数字なのかというところの部分は、今後、またいろいろな形でご検証していっていただけたらなというふうには思いますけれども、実際に待機児解消というところにおいて、保育をやっぱり必要としているんだけれども、この支給認定者数のところで全てが把握されているのかというところは、ちょっと疑問が残りますけれども。

• 事務局

今のご質問の部分の支給認定者数というところでございますが、この支給認定者数というのは、子ども・子育て支援新制度におきまして幼稚園、幼稚園というのはこの新制度に移行した幼稚園でございますけれども、または2号認定というのが、保育の必要性があるお子さんで3歳から5歳、3号認定が、保育の必要性があるお子さんでゼロから2歳、こういった方たちの保護者の方が申請にいらっしゃれば、基本的にはこの支給認定は行うことになっておりますので、国の考え方からしても、支給認定者数が量の見込みに非常に近い人数、こういう考え方をしているところでございます。

ですので、支給認定者数の中には、例えば保育園に入れている方もいれば、待機児童になっている方もいらっしゃると。要は入所の申請をされた方と認識いただいて結構と存じます。

以上でございます。

・副会長

どうぞ。大丈夫ですか。

委員

大丈夫です。

• 副会長

ほかに何かご意見でも結構でございます。○○委員、どうぞ。

委員

この資料の3が、前に出した東久留米市子ども・子育て支援事業計画の28ページのところの、ちょうど平成28年度のところと量の見込みはこのとおり同じになっているんですけれども、僕、気になるのは、この中で例えば、特定教育・保育施設でどのくらいの、例えば認定者数出したのかとか、特定地域型保育事業だとか、認可外保育所とか、それぞれの数のデータというのが必要じゃないかなと思うんです。

こういうのはやっぱり確かに全体で見ると、例えば、これで見ると大体間に合っている んじゃないかという考え方になるかもしれないんですけれども、例えば認証に入ってる人 でも、この認可に移りたいという人もいるかもしれない。

そういう部分というのはこのデータにあらわれるのかなと、そういうところは、どういうふうに考えていくのかと、実際には、やっぱり認可保育園が足りないとかそういう形で、市はこの間、小規模保育とかふやしてきているわけですよね。 ふやしてきています。 来年度、この4月からの開園を幾つか出しているわけですよね。

そういう部分も、こういうところに反映されていかなきゃいけないんじゃないか、ただ、 全体的な量の見込みと、それだけではなくて、実際にそれに合わせた施設数がどのくらい あって、それがどうなのかと、こういう量をちゃんとこういった部分に出すべきじゃない か、実際にもう事業計画のところに、ちゃんと確保方策として特定教育・保育施設とか、 そういうのを並べているわけですから、それを入れることで、例えば確保のところで、ど れだけ施設が足りないのかとか、そういった部分がもっと明確になるんじゃないか。それ がまたほかに、この中間の見直しのところに生かされるんじゃないかと思うんですが、い かがでしょうか。

• 事務局

ただいまのご意見のところでございます。

委員おっしゃるとおり、さまざまなニーズの捉え方というのがあろうかと存じます。

その中で、これまで子ども・子育て支援事業計画に関しましては、ニーズ調査を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応する提供体制の確保が、いわゆる1人1カ所という形での確保を行い、結果としてどれぐらい充足率、充足しているかという人数を5年間、計画的に出したのが、子ども・子育て支援事業計画でございます。

そういった中、今、資料3についての、出し方というんですか、ご提示の仕方という面につきましては、ご意見いただく中で、現在の提供体制の確保としましては、保育園の入所のしおり等で書かせていただいている人数の一覧、表というものが、今のご意見の中では対応する表になるとは考えておりますけれども、そういったところにつきましては、次回以降、表という形でお出しさせていただければと存じます。

また、提供体制の確保に関しましては、先般、東久留米市子ども・子育で支援事業計画の点検・評価シートというところで、平成27年度につきましては、そちらについて特化した内容の点検・評価を行っていますので、これについて最新の情報をいうことでございますれば、確定であれば平成28年の状況、見込みでございますれば平成29年4月1日時点の提供体制の確保、各保育園の定員の数というものはご提示できるかと考えていますので、それもあわせてご提示させていただくということで、まずはお答えをさせていただきたい

と思います。

• 副会長

ありがとうございます。

今のご意見なんですけれども、僕も○○委員がおっしゃるとおりだと思うんです。要は、 数字出てきているもの以外の裏にある、ある意味本質的な数字というか、実際のところの 部分だろうと思うんですけども、ただ、一定程度数字としてオープンにしていかなければ いけない部分というのがあると思いますので、今後こういった会議を通じて、我々がそう いった意見を、今お話されたように、市側のほうに提案していくというのは非常に意味が あるし、していかなければいけないことかなというふうに思ってますが、どうでしょうか。

委員

この子育て支援事業計画とか、今回この資料もそうなんですけど、僕らは子ども・子育て会議ずっとやってきているので、ある程度頑張ってみればこういうことなのかなというのはわかるんです。だから、これが、実際に誰を対象につくっているのか、例えば、この子育て支援事業計画、こういう立派なのをつくりましたけど、これを例えば一般の保護者の方が読んでわかりやすいのかなというのが正直な感想なんです。単純にいえば、例えば、27年4月1日で待機児童数が何名いた。これを内訳がゼロから何歳までが各何名だった。こんな感じでやってますよ、こういうものをつくってきましたよ、こういうふうになりました。これのほうがよっぽどシンプルでわかりやすいんです。そういう部分で、これはあくまでも国がこういう形を出してきたからこういう形でやらなきゃいけない部分もあるんでしょうけども、やっぱり利用者の人たちにも知らせていく、理解をしてもらうそういう部分では、そういった形の何か伝え方というのは必要なんじゃないかなということがあると思うんです。あわせてちょっとお聞きしたいんですが、27年4月1日が87名の待機児童数ということでお聞きしていますけども、今現在予測されている待機児童数とかはわかりますか、各年齢の。

・副会長

わかる範囲で。

• 事務局

ただいまのご質問でございます。29年の4月1日時点の待機児童数というのは、今、入所の申請が終わって、保護者の方に入所のご通知等をさせていただいている段階ですので、この29年4月1日時点の待機児童数というのは集計の途中にあるという状況でございます。ですので、年齢区分は当然まだわからないという、そういう状況でございます。

例年4月の後半から5月の上旬になると、一定の数字というのが見えてきて、皆さんにもご提示できる、そのような状況になる予定でございます。

• 副会長

ありがとうございます。どうぞ。

委員

もしできれば、例えば、前回の会議でも、○○委員から出てたと思うんだけども、ゼロ、1、2歳児の小規模がふえているけども、そこに2歳児の卒園した後の受け入れというのが本当にスムーズにつながってくるのかどうか。そういった部分で今年度の例えば待機児童数の中で、例えば、3歳児の待機児童数の中にそういった方が含まれているのか。そういった部分も、例えば、データとして調べること、わかることはできますか。それによって、本当に、例えば、小規模はふえたけれども、小規模を卒所した後の受け入れがどうなっているのかという部分もちゃんと調べていかなきゃいけない課題だと思うんです。それもやっぱりここで言う量の確保の部分だと思うので、こういった部分のデータもわかるようにしていただきたいなと思うんですが、可能でしょうか。

• 事務局

まず、今のご質問の中での1点でございますが、これは、他の自治体も多くがそうなんですが、いわゆる2歳までの施設というのが、今、○○委員おっしゃられる中での小規模保育施設とか代表に挙げられておりますけれども、そのほか、家庭的保育事業所でありますとか、認証保育所とか、いわゆる認可外保育所でのB型、そういった形での施設はこれまでもございました。

そういった中、そちらの方たちについては、他の自治体もそうでございますけども、利用調整という形の中での配慮、そういったものもさせていただく中で、当市におきまして、現時点におきましては、2歳児までの施設を卒園され、3歳児で待機児童となる方はいらっしゃらないということは確認はとれております。そういった中で、29年4月時点での3歳児を含めた全体の待機児童数というものに関しましては、まだ出ない時期でございますので、そこにつきましては、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

• 副会長

ありがとうございます。どうぞ。

・委員

平成29年度に小規模保育になる施設が6カ所というわけではないんでしょうか、資料5の市内の各園の屋外遊戯場についての、平成29年4月開所が、※が6カ所入っているので。つまり、先ほど○○委員がお話されたように、ゼロから2の施設については非常にふえてくるということで、今後、本当に、真面目に、今は大丈夫なのかもしれませんが、今後、きちんと小規模保育卒園後に、第2の保活をしなきゃならないような状況にならないように、やはり、私たち子育て委員はきちんと把握をしておく必要があるのではないかと思います。ここをふやしていけばふやしていくほど、必ず受け皿が必要ということになっていくのは、誰が考えてもわかりますので、そこは、今後も継続的に、今年度だけではなくきちんと把握していただきたいかと思います。私たちは、子育て委員で数字が出てくれば、皆さんで話し合いをしますが、数字を探すということは、私たちにはとてもできませんので、市のほうで、そちらのほうはわかる時期が来たらきちんと出していただきたいかと思いますので、お願いいたします。それが、計画についての見直し作業にしっかりなるんじ

やないかと思います。

• 副会長

貴重な意見ありがとうございます。冒頭申し上げましたとおり、数字だけがよければいいというわけではなくって、その裏にある状況というのも、市のほうで把握できる範囲で把握していただいて、我々のほうはそういったご意見を市のほうに提供させていただいて、可能な限りこの会議の場で報告という形がいいのか、参考値という形でご連絡していただくのがいいのか、また、改めて検討していただければなというふうに思います。よろしいでしょうか。

3 その他

• 副会長

それでは、一旦、次の次第にいきたいと思います。それでは、次第3「その他」として、 諸報告事項、今後の日程等の確認をしたいと思いますが、事務局、よろしくお願いいたし ます。

• 事務局

そうしましたら、私のほうからは、お手元の資料の4番です。「平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について(案)」、国から提示されている資料について説明いたします。

平成27年度に、子ども・子育ての新制度が始まりまして、昨年、28年度につきましては、幼児教育の段階的無償化の1段階目として、ひとり親世帯の一部について減額のところが適用されました。平成29年度の4月以降につきまして、ここに提示されているような減額案について説明いたします。

まず、1番、市町村民非課税世帯の第2子の無償化というところになります。1号認定、幼児教育の1号認定部分、それから、保育部分の2号と3号認定につきましては、こちらの記載されているのは国基準の保育料になります。ここについて、第2子につきましては全て無料とするということになります。

2番、年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減。ひとり親世帯の保護者負担の軽減措置をさらに拡充するということになりまして、1号認定子どもにつきましては、第3階層のところです。市町村民税所得割が7万7,100円以下、ここが年収約360万円未満相当ということになりまして、28年度は、負担軽減後の半額7,550円だったところを3,000円にしますというものです。

一方、2号・3号認定子どもにつきましても、ひとり親世帯等につきましては、28年度が7,750円、ちょうど真ん中のところになります。こちらを6,000円にするということです。こちらの6,000円というのは、3歳以上の保育標準時間認定の場合ということになっています。ここには載っていませんけれども、3歳未満の標準時間の場合は、ここが9,000円になるということになります。

続きまして、第4階層の一部です。9万7,000円未満の部分につきましては、27年度まし

ても、6,000円に減額するということになっています。

続きまして、一番下のところです。その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減するということになりまして、ここにつきましては、1号認定に関しまして、第3階層の所得割7万7,100円以下につきましては、第1子のところが1万6,100円を1万4,100円に、第2子につきましては、8,050円を7,050円にするということになっています。

この資料では、あくまで国基準のところになりますので、これを市の基準額表、減額表に合わせて、もともとこの国基準より下回っている部分につきましては、特段修正するところはないんですけれども、この減額後の金額が上回っているところについては、この金額に合わせるような形での軽減ということになります。

こちらのほうが資料4の説明になっています。

• 事務局

それでは、続きまして、私のほうからは資料 5 について説明をさせていただきたいと思います。資料の 5 をごらんください。

市内各園、保育施設です。屋外遊戯場についてということで一覧にさせていただきました。先ほど〇〇委員からご指摘がありましたところですが、※1の小規模保育施設の5園が29年4月の開始の予定の園でして、家庭的保育施設のほうにある※2の臼井家庭的保育施設につきましては、29年の4月1日に廃止をされまして、小規模保育施設のうちの※の中の一番上、ひよこルームという小規模保育施設のほうへ移行する予定ですので、この部分重複しているというところです。ご了解いただければと思います。

各区分における屋外遊戯場の位置づけ、代替遊戯場にしているかというところですけれども、小規模保育施設は29年4月の開始予定の園を含めて10園ございまして、そのうち自園で遊戯場を確保している園が3園、近隣の公園等を代替遊戯場として設置している園が7園ということになります。

家庭的保育施設につきましては、臼井家庭的保育施設を除いて6施設になるわけですけれども、自園で確保している施設が2園、代替遊戯場が4園ということになります。

その下、認可保育所のうち私立の園について記載しています。自園で園庭を確保している園が7園、自園に加えて近隣の公園を遊戯場としている園が1園、自園に園庭がなく、 代替遊戯場を設置している園が2園ということになります。

3つの区分全て合わせまして、自園で園庭を確保している園が12園、自園に加えて近隣公園を代替遊戯場としている園が1園、代替遊戯場を設置している園が13園ということになります。

資料5の説明については以上でございます。

・副会長

ありがとうございます。ここで、一旦、資料を、今ありました4と5について、何か資料の中でご質問等、聞いておきたいこと、また、ご意見等ございましたら、一旦ここで頂戴したいなと思いますけど、いかがでしょうか。○○委員。

委員

資料5ですが、こちら小規模保育と家庭的保育と認可保育所となっておりますけども、 認証保育等については把握はされてないということですか。

• 事務局

認証保育所は、29年の4月以降には2園になるのですけれども、両園とも代替遊戯場ということになります。どちらの公園というところにつきましては、手元に資料がございませんので、また改めて資料としてご準備させていただければと思います。 以上です。

• 副会長

ほかにございますか。○○委員どうですか。 ○○委員どうぞ。

委員

資料の4なんですけれども、2番の年収約360万未満相当世帯の保護者負担軽減の、このひとり親世帯とその他の世帯、その他の世帯は夫婦、ひとり親じゃないということですよね。

• 事務局

そうです。

委員

むしろ2人親がいたほうがお金ってかかると思うんですけど、同じ金額、要はいただいているお金って同じお金なのに、ひとり親か夫婦いるかでこんなに変わっちゃうんですか。

• 事務局

国のほうの段階的無償化の推進ということで、29年度については、1番の市町村民税非 課税世帯、ここについてはひとり親というのは関係なく、第2子無償化ということになっ ているんですけれども、まだ、共働き世帯のこの360万未満相当については、そこまで予算 案としては盛り込められていないというような形だと思います。

委員

東久留米市としても、同じような金額ということですよね。

• 事務局

東久留米市の場合では、ここ逆に所得割が発生する階層につきましては、ひとり親とそうでない世帯というのがもともと分かれていかなったんですけれども、ここの昨年度からひとり親世帯につきましては、減額の措置が適用されるようになりましたので、そこを一般世帯とひとり親世帯というふうに区分を新たにつけ加えたというような形になりますの

で、もともとのここに出ている金額が国基準のところになっていますので、そこよりは、 もともとの基準額が下回っているというような形になってますから、このとおりの金額よ りはもう少し少ない金額にはなっているというイメージです。

• 副会長

ありがとうございます。ほかにどなたか、ご質問でも結構です、ご意見でも結構ですけども、どうですか。

委員

以前にこういう段階的無償化についてこういう資料をいただいたか忘れてしまって大変 恐縮なんですが、この第2子の無償化、一応所得が関係して1番に書かれていますが、私 の記憶するところ、第3子については、所得に関係なく、保育園に通うお子さんはゼロか ら6歳までの間、幼稚園に通うお子さんは3歳から小学校3年生までの間、第3子に関し ては、全く所得制限なく、一応国が設定する年間保育料分だけ無償化されていると思うん ですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

・副会長

事務局、お願いします。

• 事務局

第3子につきましては、この制度が始まる以前から、既に第3子は無償になっています。

• 副会長

ということは○○委員の意見で間違いないということですか。

• 事務局

間違いありません。

• 副会長

ありがとうございます。どうぞ。

委員

つまりやっぱり、少子化対策ということで、1人のお子さんを、幼稚園でも保育園でも 入れているよりも、2人そして3人いる家庭を非常に手厚く保護するという意味の国の施 策ということで理解してよろしいんですよね。

• 事務局

はい。先ほど〇〇委員がおっしゃられましたとおり、幼稚園に関する部分につきましては小学校3年生まで。それから、保育に関しましては就学前というところがあったんですけれども、こちらにつきましても、昨年度から年収360万円未満のところにつきましては、

兄弟の年齢制限をカウントしない。要するに、3年生までというラインを撤廃して多子軽減の範囲として人数をふやすということになっているので、1つはこの360万円のラインのところまでは、徐々にですけれども、拡大している最中という形です。

• 副会長

はい、ありがとうございます。

幾らかかるのかとか、いつまで幾らなのかというのは、非常に私も、親としても非常に 注目しているところでございますので、しっかりと現状をかんがみながら、東久留米市と して政策を打ち出していただきたいなと。

もちろん、準拠となるのは国の施策が準拠となると思いますけども、現状もちょっと把握していただきまして、進めていってほしいなというふうに思います。

資料 5 等についてはどうでしょうか。特にございませんか。

委員

私から質問なんですけれども、※1が29年度4月1日開所予定ということなんですが、 もともとある園に※がついているということを、ちょっと説明していただきたいなと思う んですけれども。

• 事務局

小規模保育施設のうち、下の5園ですね。※1、29年4月1日開始予定の園ですけれども、既存の認証保育所等からの移行の園がひよこルーム、たんぽぽ保育園、つくし保育園の3園になります。ひよこルームは家庭的保育施設から、たんぽぽ保育園は定期利用の保育施設から、つくし保育園は認証保育園からの移行になります。その下の2つ、NICOLANDほいくえん東久留米とひがしくるめ大門町保育園が新規の小規模保育施設ということになります。

以上です。

・副会長

ありがとうございます。そのあたりも今、ご質問があったからわかったというか、あれなんですけど、丁寧に資料のほうを、改めてつくっていただければ助かるかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、実施計画改訂について、事務局からご説明をいただきたいと思いますが、資料 2 を皆さん、お手元のほうにご用意いただければと思います。では事務局、よろしくお願いいたします。

• 事務局

では、資料2「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」、こちらの29年3月の改訂について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

昨年の3月のこの会議におきましても、皆様ご承知のとおり、この実施計画につきまして、 初めて策定をする中でご報告をさせていただいたところでございます。今回も、1年たち まして、一定の改訂を行いましたので、一言一句ということではございませんけれども、 ポイントに絞って、改訂箇所についてご説明をさせていただきたいと思います。

そうしましたら、お手元の資料2になりますけれども、委員の皆様のお手元に黄色いファイル、昨年の3月のときのこの実施計画についても、その中にとじられておりますので、必要に応じ、見比べていただければと存じます。

まず、資料2でございますけれども、1 枚おめくりいただきまして、1 ページでございます。第1章の「計画の策定にあたって」でございますけれども、1 の「計画の趣旨」、こちらにつきましては、変更はございません。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。変更点につきましては、3の「計画の期間」というのがございます。この中の「本計画の計画期間は平成35年度までとし」というところの35年度というところが1年延伸をされているところでございます。

これは後ほど、ほかのページでご説明いたしますけれども、「市立保育園の民間化計画」というのがございまして、こちらの計画の中のしんかわ保育園の募集を停止したのちの閉園予定の年度にあわせて延伸をしたものでございます。

続きまして、3ページでございます。第2章は、1「これまでの待機児童解消策」という部分でございますけれども、本文のところにつきまして、人数でありますとか定員数等につきまして、また、待機児童について、平成28年4月1日時点ということで、年度更新をしております。

また、その次の表が2つございますけれども、上の表が平成27年度から平成28年度までの待機児童解消策、下の表が、参考としまして、平成22年度から平成26年度までの主な待機児童解消策(20名以上の増員)ということで、今回、改訂を行いましたのが平成29年の3月でございますので、そちらにつきまして、この2つの表を年度で分けさせていただき、一覧とさせていただいたものでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、5ページをごらんいただけますでしょうか。

5ページにつきまして、1の「保育サービスの施設整備に関する方針」がございますけれども、こちらの年月でありますとか、それぞれの施設ごとの利用者数、また待機児童数について、年度更新をしたものでございます。

先ほど、○○委員のほうから、平成27年4月1日の待機児童数が87名というお話ございましたけれども、そちらにつきましては、平成28年4月1日時点の92名ということで年度 更新をしております。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、6 ページでございます。2 の「予定している施設整備計画」でございます。

今回のこの改訂につきましては、平成29年3月改訂でございますので、平成28年度までの内容をこれまでの内容、それから、平成29年度以降の内容につきまして、これからの将来に向けた内容ということで、基点を整理して統一をさせていただいております。

6ページの予定している施設整備計画の本文につきましても、あわせてそういった表記をさせていただき、また、読ませていただきますと、「現在、予定している施設整備計画は次のとおりです。この施設整備計画により、平成29年度から平成30年度までに392名の待

機児童解消策が図れ、認可保育所等の定員は2,380名に増員します」という部分については、 新たな計画等も含めて反映をさせていただいているところでございます。

(1) の平成29年度につきましては、片仮名のアからクまでございます。この中のア、イにつきましては、昨年の3月の策定時点の内容と変更はございません。ウからクにつきましては、それ以降に変更があった部分について、それぞれの施設ごとの内容を記載させていただいているところでございます。

先ほど、資料5でご質問等もございましたけれども、こちらにつきましてそれぞれの施設、例えば、ウでございますれば、家庭的保育事業所の小規模保育事業所化というところで、資料5に対応する内容としましては、こちらがひよこルームの部分でございます。片仮名のエのたんぽぽ保育園につきましては、先ほどのとおり、定期利用保育施設からの小規模保育事業所への移行分でございます。

オにつきましては、つくし共同保育園からつくし保育園ということで、認証保育所から 小規模保育所に移行したものでございます。

カとキにつきましては、新規の小規模保育施設、19人定員でございますけれども、こちらの新規開設の部分でございます。

このページの最後のクの部分につきましては、おひさま保育室というところで、こちらにつきましては、現在も運営しておりますおひさま保育室の定員が1名拡大するものでございます。この(1)の人数、これらにつきまして整理をさせていただいたところでございます。

続きまして7ページ、(2)の平成30年度の部分でございます。アとイがございます。 アにつきましては、昨年の策定時点でもございましたけれども、少し具体的にさせていた だき、中央町二丁目の都有地ということで、都有地を追記させていただいたところです。

また、片仮名のイにつきましては、幼稚園から認可保育所への転用というところでございます。民間の保育運営事業者が、平成29年度末をもって閉園を予定している既存幼稚園の施設を活用し、新たに認可保育所を開設する計画です。このことにより、110名の増員を見込んでいますというところで、新たに待機児童解消策として、施設整備ということで追加をさせていただいたものでございます。

次に、1ページをおめくりいただきまして、8ページでございます。

3の「施設整備計画による幼児期の教育保育提供体制の確保予定数」。こちらにつきましても、年度更新をさせていただき、平成29年度以降の部分に、表の中の人数を反映させていただきました。

また、4「その他の待機児童解消策」のところにつきましては、本文の下2行、「なお、保育サービスの施設整備、幼稚園等で行っている一時預かり事業などの実施については、国・東京都の補助事業を活用した支援も検討していきます」ということで、具体的な内容も追記させていただいたところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、10ページでございます。

10ページに表がございます。保育所の運営に係る経費(平成27年度決算額)という表で ございますけれども、こちらも新たな決算が年度更新により出ておりますので、表のほう も改めて新しい年度の、平成27年度の決算額の内容に書きかえさせていただいております。 次に、11ページでございます。中段2の市立保育園の民間化計画についてでございます。

(1) しんかわ保育園とございます。

中段です。段落が2段落目になります。「しんかわ保育園については、平成31年度の0歳児から段階的に募集を停止し、在園児が卒園した後(35年度末の予定)に閉園します」という部分につきまして、先般も、この会議でもご報告させていただいたかと存じますが、諸般の事情によりまして、先ほどご説明させていただきました6ページの部分の変更があった部分、これらの変更点の対応としまして、このしんかわ保育園の民間化計画につきましては、1年繰り下げた内容に変更をしております。

次に、(2)のその他の保育園についてでございます。

ここも少し表記をかえさせていただいたところでございます。先般、以前よりご意見等をいただく中、よりわかりやすい表記をということで、事務局を含め検討をさせていただいたところでございます。

1行目でございますけれども、「その他の市立保育園について、まずは、市で管理運営を行っている公設公営の保育園の民間化の可能性について検討していきます」という部分、 ここを少し変更をしておるところでございます。

さらにご意見等もいただいておるところでございますので、ここにつきましては、今後 も庁内等で検討をしていきたいと考えているところでございます。

この実施計画におきましては、この民間化計画について、この公設民営の保育園については対象にはしていないということでご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして12ページでございます。

第5章の「現在進めている市立保育園の民営化・委託化」の部分でございますが、1の「さいわい保育園の民営化」につきまして、中段に表がございます。この表のさらに中段の現行のさいわい保育園における保育の右の列につきまして、さらに中段に括弧書きがございますが、こちらについては変更させていただくとともに、以前の実施計画につきましては、実施スケジュールもページをとっておりましたけれども、そちらについては、ページを割愛させていただいたところでございます。

あと少しでございますけれども、続きまして13ページでございます。2の「市立保育園 の給食調理業務委託化」についてでございます。

本文の下から6行目のところを記載を変更しております。このためというところからです。「このため、市では、民間活力の導入による行政サービスの維持、向上に努めるとともに、今後も安全で質の高い給食を提供できるよう、平成28年10月から『まえさわ保育園』で給食調理業務を民間委託しました。この取り組みにより、当面の間の調理員の配置やアレルギーのある園児への対応など、保育園の給食調理業務における課題について、一定の整理がされたため、市立保育園の給食調理業務委託化については、市立保育園の民間化を計画的に進め、その進捗状況を踏まえ検討していきます」という内容とともに、記載も変更させていただいたところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして14ページ、さらに15ページでございます。 第6章の「計画の推進に向けて」の1「本計画における『幼児期の教育・保育提供体制の 確保の内容』」につきましては、改めてこれまでご説明させていただいた施設整備計画等 を踏まえ、その内容を反映させていただき、子ども・子育て支援事業計画の対応の表とさ せていただいているところでございます。 続きまして、1ページおめくりいただきまして、17ページでございます。2の「保育サービスの質の向上に向けた取り組み」につきまして、17ページの(5)を追加させていただいております。これまでもご意見等、いろいろいただいたところでございますが、家庭的保育事業者等の連携施設確保へ向けた支援というところでございます。

「家庭的保育事業所や小規模保育事業所が連携協力を行う認可保育所の幼稚園といった 連携施設を確保することについて、必要に応じ、調整役を担うとともに支援します」とい うことを表記させていただきました。

片仮名のアからウがございますが、アとしまして、国や東京都、他自治体における連携施設の設定に係わる情報提供、イ、各種園長会・連絡会等を通じた各施設のニーズ把握及び調整、ウ、連携施設確保へ向けた補助制度などの検討ということで、具体的な内容も追加をさせていただいたところでございます。

最後になりますけれども、18ページになります。「東久留米市立保育園施設状況調査」 につきましても、1年たちましたので、平成28年度の最新の内容を添付をさせていただい たところです。

この「保育サービスの施設整備・運用及び提供体制による実施計画」の改訂のご説明に つきまして、ご報告につきましては、以上でございます。

• 副会長

事務局、ありがとうございました。

改訂をされた場合に、できれば対照表をつくっていただいて、改訂のページ、旧、新、その理由、ちょっとそれが年度更新のためであればいいんですけど、大変な量だと思うので、今言おうかどうか迷いましたけれども、ちょっと振り返って見てどこが変わったかなというところが、ハイライトがないもんですから、ちょっと後でちゃんと追っていけるかなというところがわからないので、もしよろしければそういうご配慮をいただくと、今後助かるなというところで、ちょっと私から個人的な意見ですけど、どうですかね。やれそうですかね。ちょっと量が多いので、逆にそれが今度見づらくなるかもしれないという懸念はありますけども、努力していただきたいなというふうに思います。済みません。

皆さんご意見はほかに何か、この改訂につきまして。〇〇委員、どうでしょうかね。今、 これまでのところ。

委員

そうですね、改訂されたという形で、努力の跡は見られているのではないかと思いますが、今言われたようなその理由とか、そういうところをやっぱり明記しておく、そういうことを記録に残しておくことがやっぱり大事なんではないかなというふうに思います。

• 副会長

ありがとうございます。○○委員、どうでしょうか。ここまでのところ。

・委員

改訂のこともあるんですけれども、私は指導室というか、教育部の立場からすると、人

数の確保はもちろん努めていただきたいと思いますけど、やっぱり子どもにとっての保育の環境が充実する、そしてチェックするということについて、こちらにも書いてあるんですけれども、ぜひそこはやっていただきたいなと思います。 以上です。

・副会長

貴重なご意見ありがとうございました。ほかにどうでしょうか、皆さん。○○委員、どうぞ。

委員

ちょっと確認なんですが、7ページのイ、幼稚園から認可保育所への転用部分なんですが、民間の保育運営事業者が認可保育所を開設する予定っていうことでいいんですか。

• 事務局

ご質問の部分でございますが、民間の保育の運営事業者が、今幼稚園で活用していらっしゃる施設を活用し、転用という表記をさせていただいていますが、新たに認可保育所ということで開設をする計画となっております。

委員

ありがとうございます。あと意見なんですが、意見というか感想というか、市立保育園の給食調理場の委託化、13ページに書いてあるんですが、先ほど〇〇委員から子どものためにということをおっしゃっていたと思うんですが、まえさわ保育園さん、子どものために保護者と委託業者の方たちがとても頑張ってやられていて、民間委託になりましたが、今うまいぐあいに進んでいっているということで、先日試食会が行われたそうなんですが、市の方誰もいらっしゃらず、行ったんですか、何かそういうところが多分保護者に見えてない、いたとすると見えてなくて、何かそういう子どものためにっていうところが、やはり一番大事に市としても見ていってほしいなというふうに思います。

以上です。

• 副会長

じゃあ、行ったと伝えてください。ほかにはどうでしょうか。はい、どうぞ。

委員

ちょっと内容に関しては、きょう解説いただいた、昨年出したこの要望のところに意見 は出しているんですけれども、あくまでもやはりこの計画に関しては、立場的にはちょっ と了解ができないなっていうのは、また改めて発言しておきたいと思います。

例えば、この計画が本当に市のほうでは見直しをつくった段階で、保育の専門家、あるいはそういう専門家というか大学の先生だとか、そういった方々も混ぜてつくられたのかどうか、そういった部分で本当に子どもを大事にするつもりはあるのかなということを、

すごく感じるわけです。

例えば、その10ページのエとオ、民間化する市立保育園は、低年齢児から段階的に募集を停止しますと。では、この最後は卒園時、年長さんのみになるわけですよね。そうすると、そういう形になりますと、最後に年長さんだけが残る状況というのを、どういうふうにお考えになるのかっていう、子どもにとってこれが本当にいいことなのかなと。それは反対に、これは親ごさんが選んだ選択ですからといわれるかもしれませんけども、やっぱり何で保育園というのが、例えばゼロ歳から2歳までの集団保育があるのかとか、3歳から5歳までの集団保育があるのかとか、やっぱり人は集団の中で育つからこそ、そういうふうにやってるわけであって、こういう保育を大事にしていくことって、ここの中に入っているのかなと。

あとは、ここの才のところにある引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育を 行いませんと。そうかもしれませんけど、こういうふうに書かれると、本当に何を大事に しているのかなという、言われたくない状況が感じられるんですね。

そういうところで、ちょっとこの計画自体残念だなという部分と、あと先ほどから幾つ か新しい園を今後つくっていく計画もありますが、実際に保育士が確保できるのかなって いうのが、僕の心配点なんですね。

都内でもあちこちのところで東久留米と同じような感じで開設はしますけども、募集しても保育士が集まらない。実際に、僕自身私立保育園の組合でいろいろやってるんですけども、やっぱり結構古い保育園とか、例えば労働条件がよい保育園でも、ここで1年間1名、2名欠員でやってる保育園もあるわけですよ、募集をかけても。

そういう中で、あるいは例えば毎年保育士が入れかわる、やめていかれる、そういうところもあったりという状況の中で、確かに保育園というのは箱はできてくかもしれない。でも、そこ実際に子どもたちを見る側にとって、保育士の確保ができてるのかなというところに心配点があるわけです。

そういうところでやっぱり一番大きいのは、これは前回の会議でも例えば東久留米市が独自で保育士に加算することとか、そういうことがあったら教えてくださいということをお伝えをしましたけども、そういう中でやっぱり一番この保育士側の立場でいうと、やっぱり賃金だとか、いろんな労働条件というのは本当に過酷な部分があるわけです。東京じゃまだいいほうかもしれませんけども。何で民間化、民営化にすると安く済むのか。やっぱり人件費だと思うんですよ、そういうところで。

そういうところで、10ページのところの総事業費とか、そういうところに書いてありますが、できることならば公立保育園と私立保育園、それぞれの人件費比率っていうのも出してもらいたいなと。何で公立のほうが高くて私立のほうが安くできるのか。私立だからやってもらえる、やれるということじゃないんですよ、私立で働く立場でいうと。もうそれ私立は公立の条件を満たしてやっているんですよ。そういうところで、単に安くてサービスが広がるっていうことじゃなくて、本当の保育の質を維持するためには、保育士の労働条件も維持されなければいけないし、そういった部分も視野をあてていくべきじゃないかなというのが僕の意見です。

• 副会長

貴重な意見ありがとうございました。これに関して、事務局のほうからいかがでしょうか。特にないですか。ありがとうございます。

この会議の場として言わなければいけないこと、言うべきことは、引き続きお示しして いきたいなというふうに思っております。

資料2のほうは、以上の整理でよろしいでしょうかね。はい、まだご意見がお気持ちの中にあるかもしれませんけども、とりあえずこちらのほうで一旦整理させていただきたいと思います。

続いて、今後の日程調整の確認をしていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いたします。

• 事務局

それでは、私のほうから次回の日程等に関してご説明をさせていただきます。

資料6をごらんいただけますでしょうか。「東久留米市子ども・子育て会議平成29年度 スケジュール(案)」でございます。

こちらにつきまして、会議の日程について第1回会議、第2回会議、以降について、29年度の現時点での案を書かせていただいております。

第1回の会議につきましては、5月の下旬から6月の中旬、第2回につきましては、7月中旬から8月中旬ということで、一定程度、時期的なところも含め記載させていただいておりますが、後半につきましては、9月から3月ということで、回数としましては三、四回程度を開催させていただきたいと、このように考えております。

主な内容としましては、本日も議題等でございましたけれども、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等についてということで、先般も皆さんにいろいろご意見をいただいたところでございますが、評価・点検という事業計画にも記載のあるPDCAのサイクルのところがございます。

また、今回も資料としてお示しさせていただいたところでございますが、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しというものが、国のほうから策定手引きということで提示されておりますので、そういった内容のシミュレーションも含め、点検・評価進捗状況の延長線上にあるものも含めて、資料として情報提供をさせていただき、皆さんにもご意見をいろいろ頂戴できたらと、このように考えております。

また、その他ということでございますが、委員の皆様ご承知であろうかと存じますが、この会議では利用定員の設定についても答申をいただくこととなってございます。また、さまざま会議が進捗するにつれ、子育て支援に関する国や東京都の動向、また市におきましても、必要な情報提供等の機会があれば、その他の中で対応をさせていただき、皆さんに多くのご意見をいただきながら、29年度につきましてもこの会議を進めさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

ですので、この資料6の一番最後にもございます、審議の進捗状況により、開催時期や 回数、議題の変更の可能性もあるということでご了承いただきながら、平成29年度の今後 のスケジュールということで、ご確認をいただければと存じます。

以上でございます。

• 副会長

ありがとうございます。ここにお集まりの委員の皆様の任期が、恐らくことしの8月で一旦終了ということかと思います。つまり、このメンバーで行える、今一旦の仕切りとしては、あと2回ございますので、きょうの会議の中でもありましたけども、第1回目の会議が5月下旬から6月中旬ということで、その時期になりましたら、その時期にまさに更新されたものであるとか、数字で我々に報告できるものは、鋭意努力していただきまして、この場のほうで提供していただければなというふうに考えております。

また、細かい点につきましては、恐縮ながら私と会長のほうで事務局と調整させていた だきたいなというふうに思います。

本日、これで予定しております内容は全て終了いたしました。何か。はい。

委員

このスケジュールのところで、中間見直しのほうもそうなんですが、学童に関しては何もやらないですか。それ見直しっていうところで、学童の数が全然出てないんですけれども。学童全体で施策は変わってないんですか。

• 事務局

ただいまのご質問のところでございます。資料1のところでも少し触れさせていただきましたが、今回国の作業手引きにつきましては、支給認定区分ごとの事業計画と、それから実際の数値の乖離というところが中心になっておりますけれども、事務局としましてもその他の事業につきまして、例えばただいまのご質問のところであれば、学童保育所につきましては、29年4月の待機児童、そういったところの人数も見えてくる部分がございます。

また、以前の会議におきましても、他の委員から、この事業計画につきまして、確定した部分をどのように反映していくと見やすいのかといったご意見もあったかと存じます。 そういったところも含め、他の事業等についても、さまざま私どものほうで資料として整理をし、この会議においてご提示をさせていただく中で、ご意見等も頂戴したいなと、このように考えているところでございます。

委員

ちょっといいですか。聞いていいですか。こちらで聞いてる情報ですと、これまでの学 童全体の入所の定員数が1,040だったのが、この4月から1,200人ぐらいになるっていう話 をちょっと聞いてるんです。そういう中で、先ほども副会長も学童保育のほうに入れたと いう話もあったんですが、うちの娘が今度新4年生で、いわゆるこれまでの1年生から 3年生ではない、4年生以上というところで、入れるかどうかって3年生の壁、心配して たんですが、入れたんですけども、この中で定員数がふえた。

空き教室を利用したりとか、そういう話をちょっと耳に挟んだんですが、そういう報告があるのかなと思ったんだけども。

• 事務局

学童保育につきましては、28年度に1カ所特別教室等を活用して、待機児童の解消に努めるという形になっております。

3月1日から金山学童保育所で特別教室を活用して行っております。29年度におきましては、5カ所というふうに計画上なっております。現時点では、7月に向けて進めさせていただきたいということで、特別教室も同じように活用を行ってまいりたいというふうに考えております。

1カ所につきまして、定員は30名を限度とするということでございます。29年4月1日の待機児童数につきましては、現時点ではまだ試算をしているところでございますので、お答えはできませんが、こういった金山学童の、特別教室等を活用いたしましたので、前年の4月1日よりは少なくなる方向でいくんではないかというふうに現時点では考えております。

委員

こういう取り組みの報告が大事じゃないかと思うんですよ。こっちが聞かないと、報告がないということじゃなくて、やっぱり喜ばしいことじゃないですか、それは。それこそ胸を張ってくる報告じゃないかと思うので、多分そういうことは何か子ども・子育て会議って保育園が中心になりそうなんですけど、幼稚園とか、そうじゃなくて、これをやったら学童にどうつながるかと、ここが大事なことかと思うんです。やっぱりそういう点、丁寧に報告をしていただきたいなと思います。

次回のときには、今のお話があった報告をぜひペーパー化というかにしていただいて、 そしてこれをまた待機児童数はいないかもしれないですけども、1年生から6年生それぞれで例えば何人で、何人希望があったとか、そういうデータがわかるようにしていただく と、中間見直しにまたつながるんじゃないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

4 閉会

• 副会長

また私と会長のほうでも市側と協議いたしまして、また会議の内容について、皆さんと 進めていければなというふうに思いますので、また引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、9時前に終わりましたので、まだ今、外雨が降ってるかもしれませんけども、 気をつけてお帰りください。

これをもちまして閉会とします。ありがとうございました。

以上